定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年一月二十七日です。

平成二十四年一月六日

大阪市西淀川区御幣島五丁目一七番二号

株式会社青山本店

代表取締役　青山　明治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年一月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年一月六日

大阪市淀川区西宮原二丁目七番五〇号

株式会社サンディ

代表取締役　三上　博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年一月六日

広島県府中市本山町五三〇番地の二六八

株式会社日本コフィン

代表取締役　平山　實

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年二月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年一月六日

北海道釧路市川上町四丁目二番地

恒川商事株式会社

代表取締役　恒川　典大

合併につき株券等提出公告

当社は、上信ハイヤー株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年一月六日

群馬県高崎市片岡町二丁目二番三号

平和タクシー株式会社

代表取締役　小野山邦彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である八幡義秀が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十四年一月六日

兵庫県芦屋市陽光町七番一―一二〇七号

ゴルテンズシンガポールプライベートリミテッド

日本における代表者　八幡　義秀

限定承認公告

本籍北海道余市郡余市町大川町三丁目一四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小柄　義信

右被相続人は平成二十三年六月十九日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月二十日札幌家庭裁判所小樽支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

札幌市中央区南一四条西一八丁目五番二七―一二〇二号

相続財産管理人　吉田　里美

限定承認公告

本籍埼玉県川越市大字小堤八七九番地、最後の住所埼玉県川越市大字小堤八七九番地六

被相続人　亡　大久保　弘

右被相続人は平成二十三年八月十七日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月二十二日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

埼玉県川越市下新河岸四九番地二

相続財産管理人　大久保明美

限定承認公告

本籍韓国慶尚北道迎日郡清河面上大里二一一番地、最後の住所滋賀県長浜市朝日町二七番七号

被相続人　亡　佐藤承次こと　崔　圭煥

右被相続人は平成二十二年十一月九日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月十九日大津家庭裁判所長浜支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

滋賀県長浜市朝日町二七番七号

限定承認者　佐藤吉子こと　呉　吉子

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市長田区水笠通三丁目一番、最後の住所兵庫県神戸市長田区水笠通三丁目一番一の三〇九号　被相続人　亡　岡崎　義裕

右被相続人は平成二十三年十一月十三日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月二十一日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

神戸市中央区海岸通六番建隆ビルⅡ四階

神戸法律事務所

相続財産管理人岡崎和裕

代理人　弁護士　中村　留美

限定承認公告

本籍福岡県福岡市西区小戸一丁目六番、最後の住所福岡県福岡市西区小戸一丁目六番一号

被相続人　亡　柴田　龍幸

右被相続人は平成二十二年五月二十二日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月八日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

福岡県福岡市西区小戸一丁目六番一号

限定承認者　柴田　和雄

限定承認公告

本籍佐賀県三養基郡みやき町大字西島一九一〇番地、最後の住所福岡県久留米市北野町千代島八七五番地一〇

被相続人　亡　大石　輝人

右被相続人は平成二十三年十月三日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月十五日福岡家庭裁判所久留米支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

福岡県久留米市北野町千代島八七五番地一〇

限定承認者　大石　翔太

任意清算公告

当社は、平成二十三年十一月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月六日

茨城県久慈郡大子町大子九八八―四

合資会社大金商店

代表社員　大金　利重

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年二月十日をもって、投資助言・代理業及び投資運用業を廃止することといたしました。投資運用業に関し、金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了につきましては、速やかに反対売買等を行うことにより結了することといたします。一方、投資助言・代理業に関しては、結了が必要な顧客取引はございません。

また、顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年一月六日

東京都港区北青山三丁目九番八号

ムーンライトキャピタル株式会社

代表取締役　渡邉　恒

訂正公告

平成二十三年七月十二日（号外第一五三号）掲載の株式会社リアムタイムに係る第二十三期決算公告（枠組）中、「株式会社リアムタイム」とあるは「株式会社リアルタイム」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十四年一月六日

福島県いわき市平字堂ノ前一八番地

株式会社リアルタイム

代表取締役　神好　雄治

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月六日付第三号六四ページ

ジ●同日付政府調達第三号一六八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）